

ながおか

市議会だより

No.136

2002. 7. 25



待ちに待ったプール開き!

(7月15日・宮内保育園で)

6月定例会

議員提出の意見書3件などを可決 (P2、3)

市政の内容を聞く (P4~9)

市議会ニュース

「救急救命士の気管内挿管
容認へ大きく前進!」 (P10)

議員提出の

意見書3件などを可決

6月定例会

六月定例会は、六月十八日から二十八日までの十一日間の会期で開かれました。

この定例会では、常任委員会委員、議会運営委員会委員の改選を行ったほか、十一人の議員が市政に対する一般質問を行いました。また、市長提出議案二十二件、議員提出の意見書四件、請願六件を審査し、それぞれ掲載のとおり決まりました。

市議会議長会 永年在職議員を表彰

全国及び北信越市議会議長会から、永年にわたり市政発展に尽くした功績が認められ、次の議員が表彰されました。

●議員在職35年以上

早川 甚松

●議員在職15年以上

恩田 正夫 伊部 昌一 大野 肇
小坂井和夫 矢野 一夫 田中誠一郎
櫻井 守

6月定例会で 決まった案件

●議員が提出したものの一部改正された規則

市議会会議規則

〈可決された意見書〉

・道路特定財源に関する意見書

・NPO優遇税制の拡充に関する意見書

・三十人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持等に関する意見書

〈否決された意見書〉

・有司法制三法案に関する意見書

●市長が提出したものの一部改正された条例

・個人情報保護条例

・市議会政務調査費の交付に関する条例

・農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例

・市立学校条例及び公民館条例

・保育園条例

・児童館設置条例

・市職員の特殊勤務手当に関する条例

〈補正予算〉

・14年度一般会計

・水道事業会計

・国民健康保険特別会計

計

・と畜場特別会計

・老人保健特別会計

・介護保険特別会計

〈専決処分〉

・13年度一般会計補正予算など6件

〈契約の締結〉

・栖吉中学校校舎大規模改造工事

・江陽中学校校舎大規模改造工事

・日越地区コミュニティセンター(仮称)建設工事

・大島排水区雨水管渠築造工事

・長岡中央浄化センター沈砂池ポンプ場更新工事

〈その他〉

・町(字)の区域及び名称の変更

・市道路線の認定、変更及び廃止

・新潟県消防団員等公償組合規約の変更

常任委員会と議会運営委員会

委員がかわりました

常任委員会と議会運営委員会の委員が改選されましたので、ご紹介します。

委員の任期は1年と決められています。

◎委員長

○副委員長

常 任 委 員 会				議 会 運 営 委 員 会
総務委員会	文教社会委員会	産業環境委員会	建設委員会	
◎小熊正志	◎小山 忠	◎五十嵐 清光	◎大野 肇	◎大地正幸
○笠井則雄	○藤田芳雄	○家老 洋	○高野正義	○加藤一康
五井文雄	酒井正春	勢能節朗	関 貴志	家老 洋
加藤一康	竹島良子	石橋幸男	大地正幸	石橋幸男
山田保一郎	池田新一	近藤唯一	恩田正夫	山田保一郎
小坂井和夫	櫻井 守	伊部昌一	横山益郎	小山 忠
田中誠一郎	斎藤 博	土田九二男	佐藤秀雄	大野 肇
細山隆朋	小林成治	小林善雄	早川甚松	小坂井和夫
				田中誠一郎
				櫻井 守

みなさんからの

請 願 ・ 陳 情

六月定例会に提出された請願は六件、陳情は四件で、それぞれ次のとおり決まりました。

請 願

採択されたもの

▼NPO優遇税制の拡充に関する請願

いのちと緑を守る新潟県民の会 幹事 伊佐 保全

▼三十人以下学級の実現をはじめとする教職員定数増、義務教育費国庫負担制度の現行維持等に関する請願

新潟県教職員組合 幹事 新潟県教職員組合 支部執行委員長 小倉 靖

継続審査となったもの

▼准看護師から看護師への移行教育の早期実現に関する請願

新潟県医療労働組合連合会代表 塩谷 義夫

不採択となったもの

▼自治体の管理権限を制限し、地方自治を侵害する有事故定に関する請願

陳 情

報告されたもの

▼有事法制三法案に関する請願

長岡非核・護憲市民の会 会長 加藤 隆夫

▼重度心身障害者医療費助成事業の所得制限導入撤回に関する請願

新潟県患者・家族団体協議会代表 幹事 大泉 広

報告されたもの

▼国民本位の公共事業推進と執行体制拡充に関する陳情

国土交通省全建設労働組合北陸地方本部 支部支部長 干場 良信ほか

▼安全で行き届いた医療・看護を実現する診療報酬の緊急再改定に関する陳情

東中学校の校舎改築に関する陳情 東中学校後援会 会長 中村 啓識ほか

会議の詳細については、全文記録の会議録をご覧ください

本会議、委員会の会議録は、市役所の議会議録室（6階）、市民情報ラウンジ（1階）、情報公開コーナー（2階）、各市立図書館、公民館、市民センターに備えてありますので、ご覧ください。

なお、6月定例会の会議録は、8月中旬に出来上がる予定です。

市政の内容を聞く

4～9ページは、6月18～20日に開かれた
本会議での一般質問と答弁をまとめました

操車場地区の整備計画 策定期間は

11人の議員が 一般質問を行いました

- 田中 誠一郎**
・30万都市実現について
- 恩田 正夫**
・長岡市都市型集合住宅等の整備事業について
・生活保護制度に係る諸問題について
- 藤田 芳雄**
・障害者雇用対策について
- 五十嵐 清光**
・有事法制三法案の問題について
- 笠井 則雄**
・有事法制について
・長岡操車場跡地利用計画について
- 家老 洋**
・長岡市都市雨水対策計画について
・県営プールについて
- 加藤 一康**
・市町村合併について
- 近藤 唯一**
・農業問題について
- 竹島 良子**
・支援費制度について
- 小林 成治**
・環境行政について
・文化芸術振興について
- 石橋 幸男**
・市町村合併について
・学校給食に地元産コシヒカリ使用について

問 このたび、長岡操車場地区土地利用計画策定委員会は、市長へ土地利用計画の見直しについての答申を提出したが、整備計画はいつごろできるのか。

答 答申での提案の実現性を推進するためには、国土交通省のまちづくり支援制度であるシビックコア地区整備制度の活用を図ることが有効であると考えており、シビックコア地区整備連絡協議会（仮称）を設置し、

国などの行政機関の集約、立地の可能性などについて検討を行い、併せて計画づくりのための合意形成をしていきたいと考えています。

問 操車場地区の整備計画については、このシビックコア地区整備制度を取り入れながら、十五年度末をめどに導入施設と道路などの施設配置、各施設の面積整備事業費、整備予定年度などについて策定したいと考えています。

在、土地開発公社が用地を先行取得しているが、今後の買い取りの予定はどうか。

答 土地開発公社の借り入れのリスクを極力減らすためにも、事業の方向性が確定した段階や国の補助事業の中で、部分的でもできるだけ早期に土地を取得したいと考えています。

問 第二次新長岡発展計画後期基本計画の中では、操車場地区

策定委員会による答申でも、短期、中期、長期といった事業見出し時期も想定しており、段階的な開発による着実な土地利用を図るという考え方がありますので、整備内容に応じて順次取得したいと考えています。

答 操車場地区については、後期基本計画の期間中に利用計画を策定し、整備を推進することになっていきます。後期基本計画の策定時では、利用計画が未策定だったために事業費の算入はしていませんが、全体の事業費については、整備計画を策定する過程で算定する必要があると考えています。

従って、今後利用計画が固まった段階で後期基本計画全体の推進管理の中で、事業費や整備スケジュールなどについて調整したいと考えています。

都市型集合住宅の整備 成案までの審議過程は

問 三月議会、市長は「都市型集合住宅の整備については、慎重を期したい」と答弁され、その後間もなく都市型集合住宅整備の成案が配付されたが、庁内で十分議論がされての成案なのか。

答 これまで庁内関係部署による検討委員会や住宅

対策委員会などで検討を重ね、昨年十二月の議員協議会で説明し、さらに三月議会では、今年度から特定優良賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅、公営住宅法借上住宅の法律補助の三事業をスタートすると説明しました。その後、指摘の点も含め、庁内で再度検討を重ね、成案として配付したところです。

問 中堅所得者層を対象とした特定優良賃貸住宅事業があるのに、なぜ市単独事業として同じ中堅所得者層を対象とする市借上型住宅を整備するのか。

答 特定優良賃貸住宅は、あくまで民間による建設を前提とし、入居に関する手続きなどについては、民間が実施します。これに対し、市単独の借上型住宅は、市が借り上げることに

より、市の意向が入居あるいはその後の管理に反映できるようになります。具体的には、現在公営住宅に入居している収入超過者の移転先として活用するなど、より柔軟な対応が可能となります。

問 これらの住宅を建設する事業者を選定する際の手順や基準はどうか。

答 応募に際しては、建設位置の利便性、立地性、防災性、計画の多様性、規模、事業採算計画などの評価に必要なものを求めることとします。

問 選定に当たっては、提出された書類に基づき、公平かつ客観的に評価を行うために、庁内に選定委員会を設置し、審査を行い、国土交通省の定める供給計画の認定申請手続きの事前協議者を決定することとします。

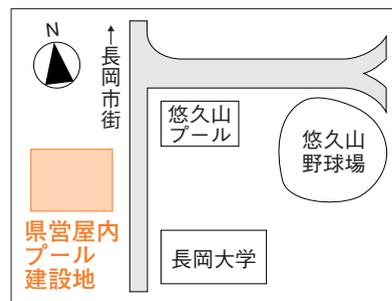
問 平成二十一年夏の国体の水泳会場として、悠久山地区に県営屋内プールの建設が計画されており、既に基本測量が終了し、周辺道路の整備計画も着々と進んでいる。これまでの説明では、プールの施設内容はメイン、サブ、飛び込みプールといった競技志向の施設となっていた。国体終了後も一般利用者が喜んで利用できるよう、レジャー的要素を取り入れた施設にしてほしいがどうか。

答 県営プールは、県の基幹施設として位置付けられており、国体開催の施設ですので、そのため必要な施設内容が整えられると聞いています。国体がスムーズに開催できることはもちろんですが、国体後の利用も重要と考えています。

昨年度、県教育委員会では、多方面にわたる意見を集約するため、基本構想懇談会を開催し、当市からも三名の有識者などが参加し、指摘の意見を含め、要望してきました。

今後、一般利用者が利用しやすい施設となるよう、県に対

市民に親しまれる 県営屋内プールを



▲県営屋内プール建設地

問 プールの建設に伴い、悠久山公園の施設整備、特に既存プールの周辺の整備についてはどうか。また、駐車場を設置する際の雨水排水対策はどうか。

答 既存プールの周辺については、駐車場だけでなく、樹木や芝生の植栽など修景施設を設置することにより、蒼柴神社の参道の修景に調和した緑豊かな空間を創出したいと考えています。

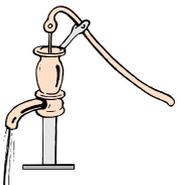
雨水排水対策については、駐車場整備などに伴う流出量の抑制を図るため、地下浸透システムなどの設置を検討したいと考えています。

積極的な 雨水流出対策を

問 他市では、浸水被害の教訓を生かし、各戸で雨水貯留施設や雨水浸透施設を設置する際、費用の一部を助成しているが、当市でも雨水流出対策を推進するため、積極的に取り組んでほしいがどうか。

答 当市では、川崎小学校など三校に雨水利用施設を設置していますが、補完的な対策に過ぎません。当市の雨水対策の現状を見ると、長岡市都市雨水対策計画に基づき、抜本的な河川整備を進める以外に方法はないと考えています。

しかし、補完的な対策とはいえ、今後は国の補助制度を活用して、学校や公園といった公共施設に雨水貯留浸透施設の設置を推進し、また市民自らが雨水対策に取り組むという側面を持つていきますので、個人や民間の雨水貯留浸透施設設置者に対する補助制度についても、今後広く普及したいと考えています。



市町村合併の本来の目的は

問 市町村合併は本来、分権社会のまちづくりという発想から生まれたものだと認識している。しかし、生活を共にするといった合併本来の目的が忘れ去られ、合併特例法の期限内に合併すれば、財政支援を獲得できるといったことが目的化しているように思っている。

答 市町村合併の本来の目的は、言うまでもなく日本が二十世紀に繁栄するために地方分権を確立すること、地方分権を確固たるものにするために市町村合併を行い、各自治体の基礎体力をつけることが、その目的の中心であると思えます。この本来の目的を忘れ、財政支援の獲得に血眼になることは、厳に慎まなければなりません。

人材などを有機的に組み合わせ、二十一世紀の新しいまちづくりを行う絶好の機会であり、せっかく財政支援があるわけですので、十年、二十年先を見据え、子供たちの将来のために役立つものをつくることが大切であり、将来の基盤になり得るものについては有効に使わなければならないと考えています。

問 政策形成能力の向上や財政基盤の確立といった分権社会の体制が整った後、合併の論議がなされるべきだと思いませんか。

答 十二年四月に地方分権一括法が施行され、自治体はこれから新しいまちづくりに向けて懸命に頑張らなくてはなりません。政策形成能力の向上については、現在でも各自治体の中で検討を進めることは当然のことであり、また財政基盤の確保についても、国によつて進められています。各自治体でも基礎体力をつける準備を始める必要があります。

市町村合併は、その基礎体力をつけるという観点から、極めて有効な手段であり、現在真剣に検討を行っており、合併により基礎体力をつけることによつて、地方分権の条件が整うのではないかと考えています。

30万人都市実現の効果は

問 当市を含めた周辺八市町村が合併すると、人口が三十万人を超え、中核市が実現するが、どのような効果があるのか。

答 中核市となった場合、民生、都市計画、保健衛生の三つの部門の権限が県から委譲され、地方分権を推進するうえで、大変魅力的な武器になり得ると考えています。

この権限委譲以外で最大の効果として、地域のイメージアップとそれに伴う地域経済の発展強化があげられます。宇都宮市、長野市、宮崎市といった中核市と肩を並べて全国のトップレベルの地方都市となることができ、さまざまな面で地域のイメージアップを図ることができます。

問 当市を含めた周辺八市町村が合併すると、人口が三十万人を超え、中核市が実現するが、どのような効果があるのか。

答 中核市となった場合、民生、都市計画、保健衛生の三つの部門の権限が県から委譲され、地方分権を推進するうえで、大変魅力的な武器になり得ると考えています。

合併後の市民サービスと負担を維持できるのか

おり、さらに専門的な研究を深めるため、三十二の分科会が設置されているが、分科会での調査状況はどうか。

答 福祉・保健・医療分科会、学校教育分科会、環境・ごみ・学校教育分科会、環境・ごみ・し尿分科会など三十二の分科会

では今後、合併後においてもそれぞれの市町村が重要と考えている事項の調査、合併した場合の行政制度の調整素案の作成や財政シミュレーションを進めていく予定です。

問 他地域では、合併に伴う税収及び普通交付税の見込みについて試算し、住民に公開しているが、当地域でも交付税算定の特例措置が切れた後を見通した地方交付税の推計を市民に示すべきだと思いませんか。

問 住民サービスや負担といった水準は各市町村でそれぞれ違いがあるが、合併した場合、現在の水準を後退させずに維持向上させることができるのか。

答 全国的には、合併後の住民サービスの水準は全体として高い方に調整されるのが一般的で、当地域の市町村合併研究会でも基本的に住民サービスの水準を低下させない方向で検討を進めると首長合意がされています。

これを受け、具体的に関係市町村間でどのような調整が可能であるのか、また適当であるのかということを専門的に検討するために、三十二の分科会を立ち上げたところであり、今後は十分な制度比較と財政面の検討を行う中で、基本方向を検証したいと考えています。

問 他地域では、合併に伴う税収及び普通交付税の見込みについて試算し、住民に公開しているが、当地域でも交付税算定の特例措置が切れた後を見通した地方交付税の推計を市民に示すべきだと思いませんか。

答 財政問題は、合併を検討する際の重要な判断材料の一つであり、合併は地域全体のまちづくりについて総合的に判断すべきものと考えています。指摘のとおり、交付税の見通しが合併を考える際の大きな判断要素であればあるほど、確度の高い推計値を市民に示すことが重要であると考えています。

現在、分科会で検討を始めたところですので、今後議論を進めていく中で、交付税についても試算を行い、市民に示したいと考えています。

有事法制三法案の反対 国に強く働きかけを

問 武力攻撃事態法案、自衛隊法改正案、安全保障会議設置法改正案のいわゆる有事法制三法案が現在、国会で審議されている。その内容は、武力攻撃を受ける恐れがある場合、内閣総理大臣は医療、輸送、土木など国民生活の分野で強制力を働かすことができ、行政機関や指定公共機関なども自由に動かすことができる。このことは地方分権に逆行するものであることから、自治体の首長として法案に反対すべきだと思うがどうか。

答 この法案は、有事という国家の緊急事態が想定された場合の特別措置であり、平常時には適用されませんが、有事、平常時にかかわらず、住民の生命、身体、財産を守ることは自治体を預かる長の責任です。

従って、仮に国家の緊急事態が発生した場合、自治体に対する国の権限行使のあり方がどうなるのかは、自治体にとって重大な関心事でありますので、国会審議の中で、自治体の意見も十分踏まえたいと、議論を尽くしていただく必要があると考

えています。

問 平和主義、民主主義、人権尊重主義をうたう日本国憲法の理念を生かし、最大の努力を尽くすことが重要だと思うが、この法案に対する考えはどうか。

答 憲法を尊重、擁護する立場から議論がされることは、当然のことと考え、国会での法案審議に対しては、代執行権などの問題や有事における国と自治体との責任、役割分担の問題などに関し、地方の意見が十分尊重されるときともに、慎重かつ十分時間をかけて議論を尽くすよう、強く願っています。

憲法の平和主義の理念を生かすためには、近隣諸国との友好信頼関係を築く努力こそ最も重要なことであり、そのためには国民の平和意識の醸成を図ることが大切です。

当市では、非核平和都市宣言市民の集いの開催や広島平和記念式への中学生派遣など、平和への地道な努力を重ね、今後とも多くの市民、とりわけ若い世代の平和意識の醸成を図ってきたいと考えています。

非核三原則 見直し発言どう思う

問 当市は、県内唯一の戦災都市で、昭和五十九年に非核平和都市を宣言し、戦災で亡くなった人の慰霊と世界の恒久平和を祈念し、戦争の悲惨さや平和の尊さを次代に伝えていく努力を続けているが、政府高官による非核三原則見直し発言に対してどう思うか。

答 その後の国会審議の中で、非核三原則の方針に変更はなく、堅持するという内閣の見解が示されており、非核平和都市宣言をしている当市としても、非核三原則の遵守は将来にわたって訴えていかなければならないものと考えています。



▲昨年の非核平和都市宣言市民の集いで

芸術文化振興条例を 制定してはどうか

問 昨年十二月、芸術文化活動の水準の向上を図るため、芸術文化振興基本法が施行された。

国と地方公共団体が芸術文化振興に関する施策を立案し、実行する責務が明記されていることから、芸術文化振興条例を制定してはどうか。また、市独自の基本方針を作成することが必要だと思うがどうか。

答 当市は平成八年度に財団法人長岡市芸術文化振興財団を設立し、リリックホールと市立劇場を中心として、優れた芸術文化に接する喜びや、共に創り上げていく感動の場面を多くの市民に提供しています。

また、創作活動の発表の場として、長岡市美術展覧会のほか、文化講演会、長岡ゆかりの芸術家を取り上げた美術展の開催など、幅広い芸術文化振興事業にも取り組んでいます。

こうした活動を着実に展開する中で、当市の特性に応じた芸術文化振興条例の制定や、市独自の基本方針の策定といった取り組みに対する方向性が定まってくるものと考えています。

問 地域に貢献する芸術家、団体を登録するアーティスト・バンク制度を整備してはどうか。

答 財団法人長岡市芸術文化振興財団では、今年度から学校や公民館などでミニコンサートなどを行うアウトリーチ活動を本格的に展開しようとする準備を進めており、将来的にはこういった活動を地元の音楽家などが中心になって支えていけるよう、人材を育成し、活用していくことも必要であると考えています。

また、今年度から創設した生涯学習人材バンク「まちな先生」では、文化、教養、趣味の分野において、邦楽、合唱、工芸、書道などの先生として約百五十人を登録しており、学校など各地域で活躍しています。

今後は、芸術文化活動を地域に根付かせ、さらに多彩に展開するため、アーティスト・バンク制度の整備などについても視野に入れながら、人材が育つ土壌づくりと地域文化の振興を進めていきたいと思っております。



農業者担い手 早急な確保対策を

問 農業従事者の高齢化が進み、また兼業農家の質の変化や増加で地域農業を守る人がいなくなり、農村組織が崩壊の危機にある。将来の地域農業を守るため、地域に合った多様な担い手の確保が急がれると思うがどうか。

答 当市では、やる気型経営体から自給・生きがい型農家まで含めた地域の総意に基づき、地域ぐるみ農業の推進を農政の基本に据えており、これまで集落活性化ビジョン策定モデル事業やながおかABC塾事業などを通じ、認定農業者や農業生産組織、新規就農者などの人材の確保に努めてきました。

現在、信濃川右岸の新組地域などでは、県営担い手育成基盤整備事業を促進しており、ほ場整備を契機として担い手の育成、農地の集積による担い手を中心とした営農体制づくりを進めている一方、ほ場整備が困難な中山間地域などでは、地域の実態に合った方法で担い手の確保対策を講じる必要があると考えています。

今後、集落の総意に基づく自主的かつ主体的な取り組みを支援することを基本とし、地域農業システムづくり推進事業、集落活性化プラン推進事業を実施する中で、具体的な担い手対策を検討したいと考えています。

問 国では、農地法の改正を予定しており、その内容は農業経営の法人化や利用集積をさらに促進するものとなっております。これまで当市が進めてきた地域ぐるみ農業の崩壊につながることを懸念されると思うがどうか。

答 平成十二年の改正の際は、株式会社への参入により、担い手の経営形態の選択肢拡大というメリットがある一方、農地の適正な利用、地域農業への適合などの面で懸念があり、検討が重ねられた結果、今日に至っています。

当市の農業の方向性を考えた場合、自然相手の農業の担い手は基本的に家族経営とその共同形態であり、どう励まし、育てていくかが農政に課せられた重要な課題だと認識しており、長年培ってきた耕作者主義の精神

を尊重するよう、また今後も地域ぐるみ農業を維持、発展させていくためにも、国において十分な検討を行うことを強く期待しています。

学校給食に 地元産コシヒカリを

問 市内小・中学校での米飯給食では、ゆきの精とコシヒカリのブレンド米を使っているが、地元で作られるおいしい米を食べてもらうことは、子供たちにとって教育効果があると考えられるので、地元産コシヒカリを一〇〇％使用してはどうか。

答 四月にJA越後ながおかし農林部、教育委員会の事務担当レベルで情報交換会を開催し、現状の説明と問題点の洗い出しを行いました。その結果、当市及び近隣市町村で生産された良質米が年間を通して低廉価格で安定供給されること、試食会での保護者アンケートでは九割近くがおいしいという評価をいただいていること、さらに保護者負担の給食費に影響がなくなることなどの理由から、給食用米は今ままでおりの方式で県学校給食会から購入し、変更する予定はありません。



市議会ホームページに ご意見、ご要望を

市議会ホームページでは、議員の紹介、議会の構成や傍聴の方法などのほか、平成13年度政務調査費の収支報告、定例会での議決結果なども掲載しています。

「こうしたら、もっと見やすいのに…」 「〇〇〇〇を掲載すれば、より便利になるのに…」 など、ホームページに関する、みなさんからのご意見、ご要望をお待ちしています。

アドレスは次のとおりです。

<http://www.city.nagaoka.niigata.jp>

お問い合わせは議会事務局

☎ 39-2244 へどうぞ。

PCB使用器具

今後の処理予定は

問 かつて、コンデンサー(蓄電器)やトランス(変圧器)の絶縁体や熱処理用の熱媒体などに使われていたPCB(ポリ塩化ビフェニール)は、毒性が強いことから、三十年前に製造が中止され、十年前には廃棄物処理法で厳重保管が義務づけられたが、全国でまだ約九割が未処理の状況である。

当市では現在、PCB使用照明器具などをどのくらい保管しているのか。また、今後の処理についてはどうか。

答 昨年一月に市有施設で使用しているPCB使用安定器の使用状況を調査し、その結果、

二十七の市有施設でPCBを使用していることが判明しました。その後、昨年度末までに二十二の市有施設で千三百四十四の蛍光灯と二十八台の大型コンデンサーを取り替え、残りの市有施設についても今年の夏までにはすべて取り替えを完了する予定です。取り替えた蛍光灯及び大型コンデンサーについては現在、市有施設で厳重な管理のもとに保管しています。

今後の処理については、昨年七月に施行されたPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、国が全国七カ所に無害化処理施設を早急に建設する予定ですので、現在保管中のPCB廃棄物については、その完成を待って、適正に処理したいと考えています。

障害者雇用の 取り組み状況は

問 全国で五百万人いると言われる障害者のうち、身体障害者の一二%、知的障害者の二〇%がそれぞれ就労している中、精神障害者については、わずかに二・五%であり、精神障害者に対する雇用政策が急がれているが、

当市の取り組みはどうか。

答 地域社会の協力と理解を得ながら、精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、その能力を十分に発揮できる環境の整備と、障害の種類、程度に応じたきめ細かな対応をすることが重要であると考えています。

雇用対策については、長岡公共職業安定所、長岡商工会議所と当市で組織する長岡市雇用対策協議会で協議し、実施しますが、障害者雇用については福祉分野との連携を密にしなから対応したいと考えています。

問 仕事をしたくても、なか

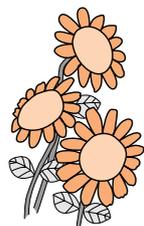
なか仕事に就けないという、重度障害者に対する在宅の就労を、市独自の方策で模索できないのか。

答 国は現在、広報・啓発活動や重度障害者に対する在宅雇用、在宅就労に関する相談、情報提供及び実践的指導を行っており、当市としても医療機関、福祉施設の関係者との連携を今後一層密にし、必要な施策があれば、積極的に取り組みたいと考えています。

問 障害者の就労と日常生活を一体的に支援する障害者就業・生活支援ネットワークセンターを創設してはどうか。

答 国は、障害者に対する就業面、生活面の支援を充実するため、地域における保健福祉及び雇用関係機関の連携の拠点として、障害者就業・生活支援センターを各都道府県に一方所ずつ設置することとしており、現在県では関係機関との調整に入ったところです。

当市としては、このセンターが当市に設置される可能性を追求したいと考えています。



円滑な 支援費制度の移行を

生活保護制度 資産保有の扱いは

問 来年四月に障害者支援費制度が導入され、これまで措置制度で福祉サービスの提供が行われていたものが、障害者本人が直接、事業者と契約を結び、施設及び居宅サービスを利用することになり、成人の身体障害者福祉・知的障害者福祉は支援費制度に移行される。支援費制度になると選択が可能な施設や居宅サービスの整備を進める必要があるが、具体的な数値目標と年次計画はどうか。

答 支援費制度移行に向けて、障害者基本計画をより充実したものにするため、見直しを行い、今年度末までに新しい計画を作成する予定です。この計画の見直しに当たっては、障害者の声を反映させるため、十八歳以上の障害者を対象とした実態調査を七月に実施し、ニーズを数量的なものも含め、具体的に把握し、十七年度までに整備すべきサービス基盤については、できるだけ数値目標を盛り込んだものにし、と考えています。

問 障害者の生活を支えるためには、専門的な視点を持った

問 生活保護を受けるには、土地、家屋、田畑、山林などを保有している場合は、その財産を処分し、なおかつ生活が出来ない場合に生活保護の適用になると認識しているが、その財産を処分しないまま生活保護を受けている事例があると聞いています。基本的には、資産は処分

答 基本的には、資産は処分

問 厚生労働省から細部にわたる通達がない状態では、具体的に答えることはできませんが、調査員の専門性については研修を重ね、適切に対応したいと考えて、来年四月に向けて体制を整えるとともに、万全を期したいと思っています。

当市では、国の示す基準により保護事務を進めています。指摘のとおり、財産を処分しないまま生活保護を受給している事例は六十一世帯となっています。

